3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
　賞与については、機構運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第87に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
　退職一時金については、機構運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
5．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国有財産等無償使用の機会費用の計上方法
　近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。なお、研修施設にかかる償却対象資産については減価償却費相当額を計上しております。
⑵　政府出資の機会費用の計算に使用した利率
　10年利付国債の平成22年３月末利回りを参考に1.395％で計算しております。
6．リース取引の処理方法
⑴　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
⑵　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［貸借対照表注記］
1．機構運営費交付金から充当されるべき当期末引当外賞与見積額は以下のとおりです。
3,776,127,485円
2．機構運営費交付金から翌期以降充当されるべき当期末引当外退職給付引当金の見積額は以下のとおりです。
99,576,929,202円
3．金融商品の状況に関する事項
⑴　金融商品に対する取組方針
　資金運用については、預金に限定し、また、資金調達については、機構運営費交付金及び事業運営費交付金を財源としております。なお、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入を行うことができますが、当期は行っておりません。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
　平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額(＊)	時　価（＊）	差　額
⑴　現金及び預金	45,791,147,141	45,791,147,141	—
⑵　未払金	(18,720,897,629)	(18,720,897,629)	—
⑶　預り金	(4,975,047,362)	(4,975,047,362)	—

（＊）負債に計上されているものについては、(　) で示しています。

㈱　金融商品の時価の算定方法に関する事項
⑴現金及び預金、⑵未払金、⑶預り金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

［損益計算書注記］
1．財源（国庫財源、保険料財源）ごとの事業損益は附属明細書「5．セグメント情報」に記載しております。
　なお、各事業損益は以下のとおりです。
　事業運営費交付金（保険料財源）事業損益・・・　7,444,503,367円
　機構運営費交付金（国庫財源）事業損益・・・　13,917,695,860円
　共通・・・　107,765,039円
2．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は107,377,571円であり、当該影響額を除いた当期総利益は21,577,341,837円であります。

［キャッシュ・フロー計算書注記］
1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	45,791,147,141円
保険料等預り金相当額	△ 4,596,915,236円
資金期末残高	41,194,231,905円

　保険料等預り金相当額は、国庫に収納するために、保険者等から一時的に預っている現金及び預金であるため、資金の範囲から除いております。
2．重要な非資金取引
　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	874,305,808円
ソフトウェア	101,897,029円
合　計	976,202,837円

［行政サービス実施コスト計算書注記］
　引当外退職給付増加見積額のうち国からの出向職員に係るもの

人数	146名
期間中における純増加額	81,654,708円

［重要な債務負担行為］
　日本年金機構が金銭の納付を内容とする債務を負担する行為であって、当該会計年度内に契約は結ぶが、実際の支出の全部または一部が翌期以降に支払いを予定している債務負担行為額のうち主要なものを記載しております。
16,960,004,917円
［重要な後発事象］
　該当する事項はありません。
［固有の表示科目について］
　保険料等預り金
　日本年金機構法第27条に定める業務によって、保険者等から一時的に預っており、すみやかに国庫に納付される現金及び預金を保険料等預り金として表示しております。